

令和6年2月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部
病院局

目 次

- 1 . 令和 5 年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 . 第 8 次熊本県保健医療計画について
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 3 . 第 4 期熊本県における医療費の見通しに関する計画の策定について
（国保・高齢者医療課）・・・・・・・・・・・・ P 7
- 4 . 熊本県国民健康保険運営方針の改定について
（国保・高齢者医療課）・・・・・・・・・・・・ P 8
- 5 . 第 9 期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の策定について
（高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課）・・・ P 10
- 6 . くまもと障がい者プラン（第 6 期熊本県障がい福祉計画）中間見直し
について（障がい者支援課）・・・・・・・・・・・・ P 11
- 7 . 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に
ついて（子ども家庭福祉課）・・・・・・・・・・・・ P 12
- 8 . 新たな動物愛護センターの設置について
（健康危機管理課）・・・・・・・・・・・・ P 13
- 9 . 熊本県立こころの医療センター第 4 次中期経営計画の策定について
（病院局総務経営課）・・・・・・・・・・・・ P 15

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて (12月委員会時からの主な修正点)

今年度末までに全計画策定予定

番号	計画名	パブリックコメント 実施期間 (意見の数)	パブリックコメント等 における主な意見	パブリックコメント等 を踏まえた主な修正点	概要 修正	担当課
1	第8次 熊本県保健医療計画	1月11日 ～ 2月9日 (8)	<ul style="list-style-type: none"> 慢性腎臓病(CKD)対策について詳しく記載すべき。 災害医療の項目に、「災害時の栄養・生活支援体制の整備」の項目を追加記載していただきたい。 	<p>なし</p> <p>(慢性腎臓病(CKD)対策については、生活習慣病予防や糖尿病等の重症化予防などが重要と認識しており、関係団体等と連携して取り組んで参る。 災害時の食を守る取組の推進については、他計画で記載しており、連携して取り組んで参る。)</p>		健康福祉政策課
			<p>(その他、各協議会等での意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> くまもとメディカルネットワークに係る加入者目標を30万人に上方修正すべき。 歯科衛生士確保に係る評価指標を追記すべき。 	<p>(その他の修正点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準病床数を記載。 「くまもとメディカルネットワーク」の加入者目標を20万人から30万人に修正。 歯科衛生士の確保について、評価指標に「歯科衛生士数」を追記。 		
2	議案第72号 第5次 くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)	12月14日 ～ 1月12日 (69)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙率の評価指標名に「やめたい者がやめる」を追記すべき。 COPD対策についても記載すべき。 路上など屋外における受動喫煙対策についても記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 指標名に「やめたい人がやめる」を追記。 意見等に基づく内容の修正はなく、補足説明を追記。 意見等に基づく内容の修正はなく、補足説明を追記。 		健康づくり推進課
3	第4次 熊本県がん対策推進計画	12月22日 ～ 1月20日 (0)	意見なし	<p>なし</p> <p>(意見等に基づく内容の修正はなく、表記に関する修正のみ)</p>		健康づくり推進課
4	第2期 熊本県循環器病対策推進計画	12月22日 ～ 1月20日 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 評価指標に特定健診における心電図検査実施率を追加してほしい。 	<p>なし</p> <p>(意見等に基づく内容の修正はなく、表記の修正のみ)</p> <p>意見については今後の施策の参考とする。</p>		健康づくり推進課

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて
(12月委員会時からの主な修正点)

今年度末までに全計画策定予定

番号	計画名	パブリックコメント 実施期間 (意見の数)	パブリックコメント等 における主な意見	パブリックコメント等 を踏まえた主な修正点	概要 修正	担当課
5	第5次 熊本県歯科保健医療計画	12月22日 ～ 1月20日 (14)	・学校でのフッ化物洗口実施については、養護教諭や担任に負担が生じていることから、専属の人材を雇用したり、教員以外の者が担当して実施すべき。	・意見等に基づく内容の修正はなく、補足説明を追記。		健康づくり推進課
6	第4次 熊本県健康食生活・食育推進計画	12月22日 ～ 1月20日 (3)	・食べ物に残留する農薬やホルモン剤などの危険性について記載すべき。 ・健康に配慮したメニューを提供している店舗に対し、レポートリーを増やすことや塩分の適正量を求めるべき。また、店舗への周知を強化すべき。 ・職場等において、ヘルシーメニューの提供や職場教育の実施を求めるべき。	なし (意見等に基づく内容の修正はなく、表記の修正のみ) 意見については今後の施策の参考とする。		健康づくり推進課
7	第4期 熊本県における医療費の見通しに関する計画	12月21日 ～ 1月19日 (0)	(熊本県における医療費の見通しに関する計画検討委員会での意見) ・県、保険者等、医療の担い手等及び県民の取組みについては、県民自らが考えて、自らに取り組むという県民の責任についての視点を取り入れる必要があるのではないか。	・第4期計画概要の3「県、保険者等、医療の担い手等及び県民の取組み」において、主語を「関係者」から「関係者や県民」に変更することで、県民も本計画の主体であることを明記し、県民自らが健康の保持増進に取り組むことを追記。		国保・高齢者医療課
8	熊本県国民健康保険運営方針	12月20日 ～ 1月18日 (0)	(熊本県国民健康保険運営協議会での意見) 医療費の動向と将来の見通しに係る記載について、「医療費はやや減少傾向で推移する」との記載だけではなく、被保険者一人当たりの医療費が増えるため、国保の財政的には厳しくなることが読み取れる記載も必要ではないか。	・「しかし、一人当たり医療費は増加する見込みであり、県内国保事業における財政収支の安定を保つため、より一層の取組が必要となります。」を追記。		国保・高齢者医療課

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて
(12月委員会時からの主な修正点)

今年度末までに全計画策定予定

番号	計画名	パブリックコメント 実施期間 (意見の数)	パブリックコメント等 における主な意見	パブリックコメント等 を踏まえた主な修正点	概要 修正	担当課
9	第9期 熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画	12月20日 ～ 1月19日 (0)	意見なし	なし (介護サービス見込み量、介護サービス給付費及び保険料(暫定値)を記載)		高齢者支援課
10	第6期 熊本県障がい者計画(中間見直し)	12月22日 ～ 1月20日 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害を伴う自閉症、強度行動障害のある子どもに対する支援策の充実をお願いしたい。 ・駐車スペースから歩道にはみ出して駐車する行為や歩道を駐車スペースがわりに利用する行為は違法駐車はもとより、歩道や誘導ブロックを阻害しており、バリアフリーの観点からも問題。このことが広く理解されるよう、県民や店舗等の事業者に啓発を進める必要がある。 	なし 意見については今後の施策の参考とする。		障がい者支援課
11	熊本県障がい福祉計画(第7期 熊本県障がい福祉計画・第3期 熊本県障がい児福祉計画)	12月22日 ～ 1月20日 (0)	意見なし	なし		障がい者支援課
12	第2期 熊本県アルコール健康障害対策推進計画	12月25日 ～ 1月23日 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の飲酒運転の検挙件数や事故発生件数は低減傾向にあるが、引き続き飲酒運転撲滅に向けた対応をお願いしたい。 ・計画に記載されている、「アルコール健康障害となるおそれのある者が、相談や治療に行くきっかけとなるような取組を強化」する施策に賛成する。また、「飲酒運転を「しない・させない・許さない」という県民意識の高揚」を図ることも重要であり、賛同する。 	なし 意見については今後の施策の参考とする。		障がい者支援課

令和5年度健康福祉部計画策定・中間見直しについて
(12月委員会時からの主な修正点)

今年度末までに全計画策定予定

番号	計画名	パブリックコメント 実施期間 (意見の数)	パブリックコメント等 における主な意見	パブリックコメント等 を踏まえた主な修正点	概要 修正	担当課
13	熊本県感染症予防計画	1月15日 ～ 2月14日 (12) 2/12時点	・人権の尊重について、感染者に対する人権だけでなく、ワクチンを接種しない人や感染症対策に疑義を感じる人への人権の尊重も理解できる内容を取り入れてほしい。	・「第14章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重」において、感染症のまん延の防止のための措置の実施に伴う差別や偏見が起きないようにすること等を追記。		健康危機管理課
14	第1次 熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 (第5次 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)	12月19日 ～ 1月17日 (15)	・DV防止法における支援対象は、性別に関係なく配偶者等から暴力を受けた被害者であるため、同法に基づく計画を兼ねるのであれば「(3)計画における施策の対象者」には、女性だけでなく男性も含むように記載すべきである。	・当計画はDV防止計画も兼ねるため、DV被害者への支援に関しては、男性のDV被害者も支援対象者に含まれる旨を追記。		子ども家庭福祉課
15	第5期 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画	12月19日 ～ 1月17日 (1)	(熊本県社会福祉審議会での意見) ・ヤングケアラーの問題については、高齢者に関する計画だけでなく、子どもに関する計画にも盛り込むべきである。	・「ヤングケアラー相談支援センターにおいて、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担うことで、子どもの時間が奪われ、健やかな育ちや学業などに影響が生じている子どもやその家庭などからの相談に対応するとともに、市町村や関係機関等と連携して支援を行うこと」を追記。		子ども家庭福祉課

第8次熊本県保健医療計画概要（案）

【計画期間(6年間)】
令和6年度(2024年度)から
令和11年度(2029年度)まで

1. 計画のポイント

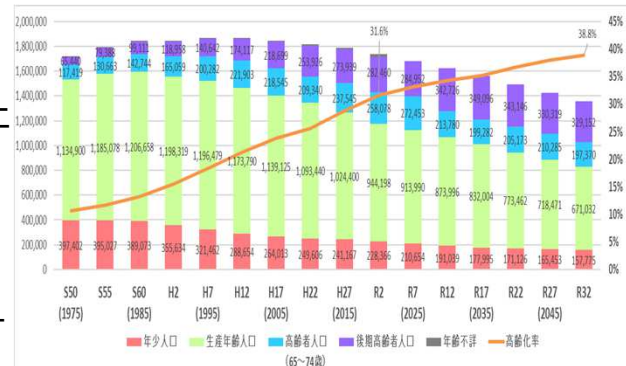
新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題への対応を図る。

- 6事業目として「新興感染症の発生・まん延時における医療」を新たに追加。
- 5疾病5事業及び在宅医療においても、新興感染症発生・まん延時における医療体制の確保について追加。
- 人と動物、環境の健全性を一体的に守る「ワンヘルス」の理念について新たに記載。

超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築

第7次計画に引き続き、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を図るとともに、医療の質の向上や効率化を図る観点から、ICTの活用や医療分野のデジタル化を推進する。要介護状態の要因の一つである骨折について、本県の現状などを踏まえて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を支援する。



二次保健医療圏における計画の推進に向けて(圏域編)

これまで、二次保健医療圏ごとに策定していた「地域保健医療計画」について、地域の課題と取組の方向性を「圏域編」としてまとめ、本計画へ統合する。

ロジックモデルを用いた計画策定による政策循環の強化

政策循環(PDCAサイクル等)の仕組みを一層強化するために、国の医療計画作成指針で示された「ロジックモデル」のツールを活用して作成する。

3. 保健医療圏の設定と基準病床数

二次保健医療圏

第7次保健医療計画における二次保健医療圏(10圏域)を引続き維持する。

基準病床数と既存病床数

()内は既存病床数

療養病床及び一般病床	18,728床	(23,090床)
精神病床	6,812床	(8,689床)
結核病床	21床	(69床)
感染症病床	44床	(44床)



2. 基本構想

基本目標

県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための持続可能な保健医療体制の構築

柱1

生涯を通じた健康づくり

柱2

地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供

柱3

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

柱4

地域における健康危機への対応

4. 計画の主な取組

新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、当該対応と同等の医療体制等を迅速に構築することを目指し、平時から医療機関の機能及び役割に応じた協定締結を実施する。新興感染症発生時に、県民が適切に医療を受けられる体制を構築する。

医療情報の提供・ネットワーク化【くまもとメディカルネットワークの推進】

加入者30万人を目指し、更に関係団体、市町村等と連携した普及啓発を実施する。がん医療、周産期・小児医療等、各分野での活用促進による医療・介護連携強化を図る。

在宅医療の推進

在宅医療提供体制の充実を図るために、「在宅医療サポートセンター」及び「訪問看護総合支援センター」等と連携し、人材育成や好事例の展開などを進める。

ACP(アドバンス・ケア・プランニング)について、専門職及び住民向けの普及啓発に取り組む。ACPとは、今後の治療・療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセスのこと。

地域の保健医療を支える人材の確保・育成

医師及び薬剤師は、国の指針に基づき「確保計画」を作成し、取組を推進することとしています。

【医師】 別冊を統合

医師の地域偏在の状況等を踏まえ、関係医療機関と連携し、自治医科大卒業医師や修学資金貸与医師等、地域医療を支える医師の養成・確保に取り組む。周産期、小児医療を担う医師の確保のための取組を更に推進する。

【歯科医師】

地域において関係者と連携して歯科医療提供体制を整備するとともに、人材育成のための研修に取り組む。また、かかりつけ歯科医の必要性について県民への普及啓発を実施する。

【薬剤師】

県内の薬剤師の就業状況等を把握するとともに、潜在薬剤師の復職支援、就職説明会等により薬剤師の確保に取り組む。また、薬剤師不足地域への派遣等、地域の実情に応じた薬剤師確保対策を実施する。

【看護職員】

看護職員の新規及び再就業を促進し、看護職員の定着を図るとともに、看護職員の資質向上に努める。災害や新興感染症際の看護職員確保に取り組む。

評価指標を追加
現状値:2,600人(R2)
目標値:3,000人(R10)

その他の医療従事者の確保・育成の推進(管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、歯科技工士等)

第8次熊本県保健医療計画概要

～分野ごとの主な取組～

は新興感染症発生・まん延時の医療提供体制

生涯を通じた健康づくり

- より良い生活習慣の形成、生活習慣の改善
- ・健康的な食生活の推進
- ・身体活動・運動の推進
- 生活習慣病の早期発見・対策
- ・特定健診実施率向上に向けた取組の推進
- ・特定健診・特定保健指導の実施体制の強化
- 生活機能の維持・向上
- ・高齢者の食を通じた健康づくりの推進
- ・こころの健康づくりの推進
- 社会環境の質の向上
- ・自然に健康になれる環境づくり
- ・健康情報が入手・活用できる環境づくり

糖尿病

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 重症化予防の推進
- 保健医療提供体制の整備
- 感染症のまん延や災害等を見据えた糖尿病対策の推進

災害医療

- 災害医療提供体制の強化
- 災害拠点病院を中心とした体制の強化
- 災害時の精神保健医療提供体制の整備
- 備蓄医薬品の適正管理・医薬品等の供給体制及び生活衛生環境の確保
- 災害時の保健活動体制の整備
- 災害時のリハビリテーション体制の整備

がん

- 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 患者本位で持続可能ながん医療の提供
- がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- これらを支える基盤の整備
- 感染症のまん延や災害等を見据えたがん対策の推進

精神疾患

- 精神科医療機関の医療機能の明確化・相互の連携
- 精神科病院の入院患者の減少・退院率の上昇
- うつ病・躁うつ病に係る相談及び診療体制の強化
- 児童・思春期精神疾患に係る診療体制の確保
- 依存症に係る診療体制及び支援体制の確保
- 新興感染症の発生・まん延時における精神科医療提供体制の確保

へき地の医療

- 無医地区・無歯科医地区における住民の医療の確保
- 無薬局町村等における医薬品の提供体制の確保
- へき地拠点病院の機能強化・運営支援
- へき地診療所の運営支援
- へき地の救急搬送体制の強化
- へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの緊密な連携
- へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成・支援

脳卒中/心筋梗塞等の心血管疾患

- 発症予防・早期発見対策の推進
- 医療提供体制の強化
- 周知啓発・情報提供の推進
- 新興感染症発生・まん延時や災害時等の有事における医療体制の整備

救急医療

- 初期救急医療体制、二次救急、三次救急医療体制の強化
- 適切な機能・役割分担による救急医療体制の強化
- ドクターヘリ等救急搬送体制の強化
- 新興感染症発生・まん延時における救急医療体制の整備

周産期医療/小児医療

- < 周産期医療 >
- 早産予防対策の充実
- 周産期医療提供体制の充実
- NICU退院児等の在宅移行支援体制の構築
- 出産後の切れ目のない支援体制の整備
- < 小児医療 >
- 小児救命救急医療体制の整備
- 夜間・休日の相談対応及び適切な受診の促進
- 児童虐待対応体制の整備
- < 共通 >
- 災害時小児・周産期医療提供体制の強化
- 新興感染症発生・まん延時の医療体制整備

その他の保健医療体制等 ～主な取組～

- 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）
- ・外来医療の分化・連携の推進
- ・外来医療を担う医師の確保

- 移植医療
- ・臓器移植及び骨髄移植に関する普及啓発の充実
- 血液の確保
- ・若年層への普及啓発の強化
- ・血液製剤の使用適正化の推進

- 難病
- ・医療提供体制の充実
- ・難病患者の社会参画、就労環境の整備

- 歯科保健医療
- ・第5次歯科保健医療計画に基づく歯と口の健康づくりの推進

- 高齢者保健医療福祉
- ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画に基づく高齢者の保健医療福祉施策の推進

- 感染症対策
- ・平時からの健康危機に対する対応能力の向上
- ・ワンヘルスに関する取組の検討
- ・結核対策の推進

- 医療安全対策
- ・医療安全管理者の設置と医療事故調査制度に係る理解の促進

- 認知症
- ・早期診断・対応のための体制整備や認知症対応力向上の促進

- アレルギー疾患
- ・医療提供体制の充実
- ・医療従事者等の資質向上

- 母子保健
- ・妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備
- ・プレコンセプションケアの推進

- 障がい保健医療福祉
- ・第6期障がい者計画に基づく発達障がい児(者)や医療的ケア児等への支援の充実

- 食品、医薬品等の安全対策
- ・食品事業者による自主的な衛生管理の向上
- ・医薬品等の適正使用の推進

第4期熊本県における医療費の見通しに関する計画【概要】

計画策定の目的

急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化
 する中、国民皆保険を堅持し続けていくために、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、
 将来的な医療費が過度に増大しないよう対策を講じるとともに、良質かつ適切な医療を効率的
 に提供する体制を確保する。

計画の基本理念等

1 計画の基本理念

- ・ 県民の生活の質の向上を図るものであること
- ・ 今後の人口構成の変化に対応するものであること

2 計画策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項

3 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間

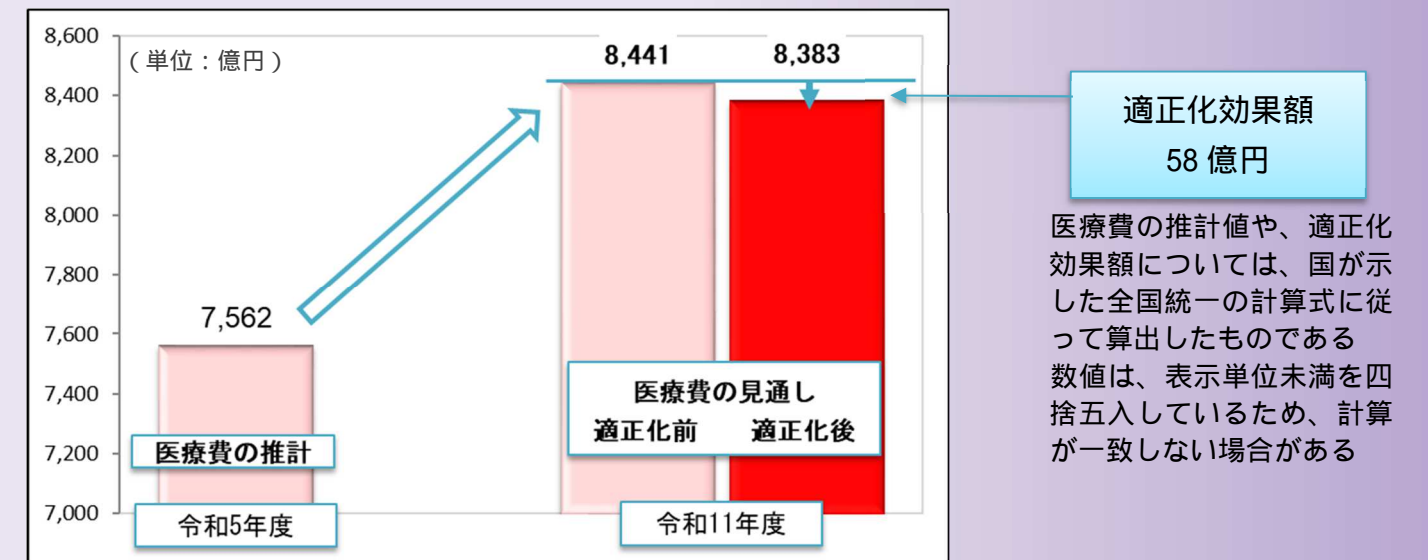
主な記載内容

1 県が取り組むべき主な施策等

(1) 住民の健康の保持の推進	主な取組内容
特定健康診査・特定保健指導の実施率向上、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少 ・ 特定健診実施率向上に向けた取組の推進 ・ 特定健診・特定保健指導の実施体制の強化 ・ 保健医療連携体制の強化	・ 特定健診受診率向上のための啓発活動の実施、データ分析及び県の健康課題解決策の検討 ・ 保険者、保健医療関係者間での課題等の共有
たばこ対策の推進 ・ たばこの健康への影響に関する知識の普及 ・ 20歳未満者の喫煙防止対策の推進	・ 喫煙の影響等についての正しい知識普及啓発 ・ 禁煙したい人への支援
糖尿病の 早期発見 ・重症化予防の推進 ・ 糖尿病の早期発見・重症化予防の推進 ・ 保健医療連携体制の強化	・ 熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 ・ DM熊友パスの普及・活用の推進 ・ 切れ目のない保健医療連携体制の構築
その他生活習慣病予防のための健康づくりの推進 ・ 地域や職場での生活習慣病予防や健康づくり活動の推進 ・ 歯と口腔の健康づくりの推進 ・ がん検診受診率等の向上	・ くまもとスマートライフプロジェクト応援団増加のための取組の実施 ・ 歯周疾患検診未実施市町村への支援 ・ がん検診の受診啓発と受診率向上の取組の推進
予防接種の推進 ・ 予防接種環境の充実及び向上	・ 安心して予防接種を受けられる体制整備 ・ 予防接種に関する情報発信

高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組の支援	・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を行う市町村への支援の実施 ・ フレイル対策の推進
(2) 医療の効率的な提供の推進	主な取組内容
後発医薬品の使用促進 ・ 後発医薬品及びバイオ後続品の普及啓発	・ 県民、薬局、医療機関等への情報提供 ・ 後発医薬品等の使用促進についての協議
医薬品の適正使用の推進 ・ かかりつけ薬剤師・薬局に関する普及啓発 ・ 多剤投与に係る取組の推進	・ 専門家の資質向上、講習会開催等による普及啓発の推進 ・ 市町村の多剤投与に係る取組の支援
病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築 ・ 「くまもとメディカルネットワーク」の推進 ・ 在宅医療及び介護サービスの連携と充実	・ 「くまもとメディカルネットワーク」に係る普及啓発 ・ 地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 ・ 骨折予防の推進	・ 骨粗しょう症に関する普及啓発 ・ 市町村の検診事業等への支援
(3) その他医療費適正化の推進のために県が必要と認める事項	
・ 医療費の把握・分析に関する取組 等	

2 計画最終年度（令和11年度）における医療費の見通し



3 県、保険者等、医療の担い手等及び県民の取組み

関係者や県民が計画の内容や目標を共有し、**県民自らが健康の保持増進に取り組むとともに、関係者が連携して**県民の健康の保持の推進や、医療の効率的な提供の推進のための取り組みを行う。

4 計画の評価等

毎年度の進捗状況を把握し公表するほか、令和11年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析（暫定評価）、令和12年度に実績評価を行う。

はじめに

1 熊本県国民健康保険運営方針の策定目的

県と市町村が一体となって、国保の事業運営を共通認識の下で実施し、国保財政の更なる安定化及び被保険者の負担の公平化を図っていくことができるよう、県と市町村が国保を共同運営するための統一的な方針として、「熊本県国民健康保険運営方針」を定める。

2 策定の根拠規定

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2

3 対象期間、検証・見直し

対象期間：令和6年度（2024年度）～11年度（2029年度）（6年間） 3年ごとに検証、見直し

4 全体目標・重点課題

全体目標：県と市町村の共同運営による取組推進及び国保財政の安定化

重点課題：保険料水準の統一に向けた取組推進並びに医療費適正化及び予防・健康づくりの取組強化

5 県が定める各種計画との整合性

「熊本県保健医療計画」、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」等、各種計画との整合を図る。

6 危機管理対応

感染症の拡大や災害の発生時においては、被保険者への影響等を踏まえ、県、市町村及び県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）は取組の実施方法を見直すなど、連携して必要な措置を講じる。

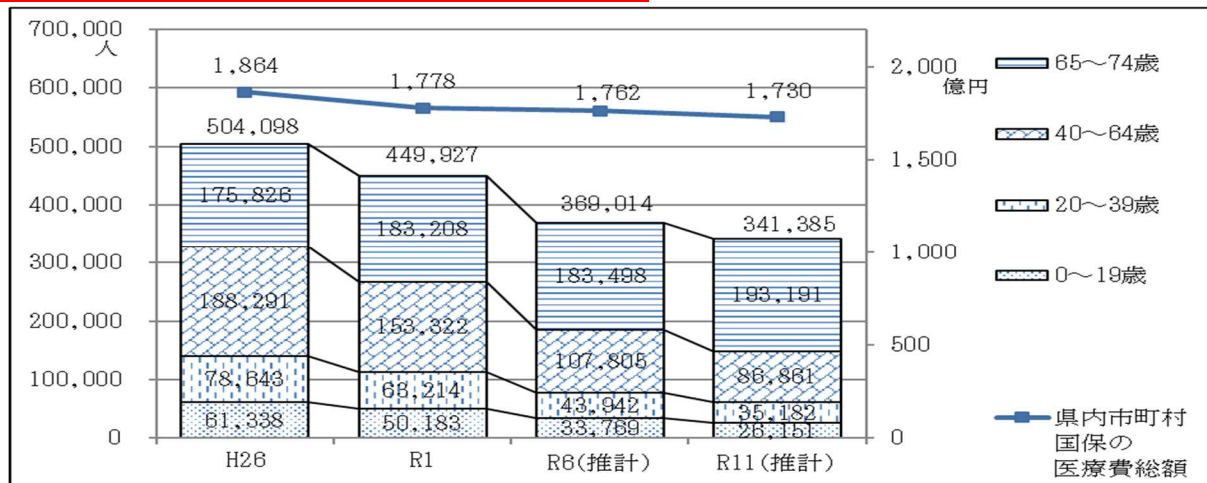
第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し

本県の国保における令和3年度（2021年度）の医療費総額は約1,767億円で、平成27年度（2015年度）の約1,887億円をピークに減少傾向である。被保険者数の減少が主な要因と考えられる。

一人当たり医療費は、令和3年度（2021年度）は445,050円で、平成27年度（2015年度）の386,757円から約15.1%の伸びとなっており、全国平均を上回っている状況である。

今後の医療費については、被保険者総数減少の影響により、医療費総額はやや減少傾向で推移する見込みである。しかし、一人当たり医療費は増加する見込みであり、県内国保事業の財政収支の安定を保つため、より一層の取組が必要となる。



2 財政収支の考え方

市町村は、本来保険料(税)として徴収すべき額を徴収できるよう、保険料(税)の賦課を行うことを基本とする。

「決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ」及び「繰上充用金」を削減・解消すべき赤字と定義する。また、赤字削減・解消計画を策定し、保険料水準の統一前の令和11年度（2029年度）までに赤字の計画的な削減・解消を進める。

県は、赤字削減・解消計画を実行する市町村に対し、赤字の要因分析・取組内容・解消予定年次の設定根拠等について確認し、助言等を行う。また、その他の市町村に対しても、新たな赤字が生じないように、定期的に助言等を行う。

3 財政安定化基金の運用

市町村に対する貸付・交付、県に対する貸付及び財政調整事業を行う。また、保険料水準統一後の運用基準について、県と市町村で協議する。

第2章 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法及びその水準の平準化

1 保険料水準の統一に向けた検討・取組

被保険者の負担の公平性を確保し、国保財政の更なる安定化を図るため、令和9年度（2027年度）に納付金・標準保険料率算定ベースで統一し、令和12年度（2030年度）に各市町村の保険料(税)率を統一することを目指す。

統一に向けたロードマップを運営方針に位置づけ、取組を進める。

2 標準的な保険料(税)算定方式

納付金及び市町村標準保険料率の算定方式

・令和6年度（2024年度）から医療費指数反映係数 を0.5、令和9年度（2027年度）から を0とする。

・応能割と応益割の賦課割合は、令和9年度（2027年度）から所得係数 : 1とする。

所得係数 = 県平均の一人当たり所得 / 全国平均の一人当たり所得（令和5年度（2023年度）所得推計では、 = 約0.82（医療分））

・医療分及び後期分：3方式（所得割・均等割・平等割） 介護分：2方式（所得割・均等割）

令和8年度（2026年度）までに、全市町村が医療分・後期分は3方式、介護分は2方式に統一する。

3 保険料水準の激変緩和措置

納付金の仕組みの導入等に伴う保険料水準の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置について、令和8年度（2026年度）まで段階的に対象を縮小させながら実施し、令和9年度（2027年度）以降は実施しないこととする。

具体的には、当該措置は保険料水準が一定割合（自然増+ ）を超えて増加した分を対象としているところ、この を段階的に引き上げることで、対象を縮小する。

第3章 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

収納率及び口座振替世帯割合に係る目標を市町村毎に設定する。

目標を達成した場合などに、国民健康保険保険給付費等交付金の特別交付金（以下「特別交付金」という。）を措置することで、市町村のインセンティブを確保する。

市町村収納担当職員に対する研修、滞納処分マニュアルの策定・活用、多重債務者相談事業の実施及び広報の実施により、収納率の向上を図る。

第4章 市町村における保険給付の適正な実施

1 保険者（市町村・県）による保険給付の適正な実施

県は、県としての広域的又は医療に関する専門的な見地による給付点検調査を実施する。また、国保連と連携し、実務研修会やレセプト点検研修会を実施するとともに、査定が多い医療機関や査定内容について、市町村に共有する。

医療保険と介護保険の突合情報を活用した効率的なレセプト点検に取り組む。

2 療養費の支給の適正化

海外療養費審査事務の共同実施、柔道整復施術療養費に係る審査支払事務の標準化、あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師・きゅう師の施術に係る療養費の審査支払事務の標準化等により、療養費の支給の適正化を図る。

3 第三者行為求償や過誤調整等の取組強化

第三者行為求償事務の評価指標に基づく取組への支援、第三者行為求償事務アドバイザー等の積極的な活用、損害保険関係団体との連携の強化、県保健所と連携した第三者行為求償の情報提供、被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整を促進する。

国民健康保険法改正を踏まえた第三者行為求償の取組強化について、市町村と協議を進める。

4 高額療養費の取扱い・事務の効率化等

世帯の継続性の判定基準を国の参酌基準どおりとする。

高額療養費の支給簡素化（所定の手続により登録口座への自動振込を可能とすること）及び高額療養費支給申請時の領収書確認の必要性について、県と市町村で検討を行う。

第5章 国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進に必要な医療費の適正化の取組

県は、市町村・国保連・保険者協議会と連携し、「熊本県における医療費の見通しに関する計画」に定める医療費の適正化に向けた取組との整合を図り、次の事項に取り組むとともに、データ分析に基づく県の健康課題について、解決に向けた取組を継続する。

- ・医療費の適正化に向けた取組に対する市町村のインセンティブの確保
- ・取組が進んでいる市町村の事例の情報提供等を通じた好事例の横展開
- ・市町村に対する定期的・計画的な助言等支援
- ・医療費の適正化に向けた取組の共同実施
- ・後発医薬品の使用促進、差額通知
- ・重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者への訪問指導の実施
- ・特定健診、特定保健指導の向上のための取組
- ・糖尿病性腎症重症化予防の取組
- ・市町村保健事業担当職員に対する研修の実施

・歯と口腔の健康づくりの推進

県は、保険者努力支援制度の交付金を積極的に活用できるよう市町村が行う事業に対して助言等の支援を行うことで予防・健康づくりの推進を図る。市町村は、当該交付金を積極的に活用し、効率的・効果的な保健事業に取り組む。

第6章 市町村が担う事務の標準化及び広域化の推進

市町村事務の標準化

- ・全ての市町村が、令和7年度（2025年度）末までに国保の標準準拠システムを導入することとする。
- ・高額介護合算療養費の支給申請勧奨事務について、被保険者へのサービス向上等の点から、引き続き勧奨を行う。
- ・健康保険証の廃止を踏まえ、全ての市町村が、資格確認書及び特別療養費の支給に変更する旨の事前通知に係る要綱を作成し、取扱いを明記する。
- ・保険料水準の統一を見据え、一部負担金の減免基準統一の検討に取り組む。

市町村事務の広域化

- ・高額療養費の支給額の計算や統計資料の作成、医療費通知書の作成等の市町村事務について引き続き、国保連に委託することにより事務の広域化を図る。その他の事務についても、広域化が可能なものがないか、市町村の意見を踏まえ検討を進める。

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

市町村は、次のとおり保健医療サービス・福祉サービス等との連携に関する取組を推進し、県は、好事例の周知・横展開を図るなど、市町村の取組を支援する。

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・特定健康診査とがん検診との連携
- ・在宅医療及び介護サービスの連携と充実

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他の事項

1 県と市町村の連絡体制

国民健康保険法に基づき、国保事業の運営に関する事項を審議するために機関として、運営協議会を設置する。

国保の財政運営に市町村の意見を反映させたり、本方針に基づく事業運営に関し関係者と協議を行ったりする場として、県・市町村相互間の連携会議及び必要に応じ検討部会等を開催する。

2 研修の実施

県は、国保連等と連携し、保険料(税)徴収事務、レセプト点検、医療費適正化・保健事業その他国保事業運営に必要な研修を実際の事業に資する内容に見直しながら実施する。

3 広報の実施

各種広報について、啓発効果が高まるよう、引き続き、県、市町村、国保連が連携し、一定の時期に集中して行うなど、効果的に実施する。

4 市町村のインセンティブの確保

県は、医療費適正化等に対するインセンティブを確保する仕組みとして実施されている保険者努力支援制度について、市町村が同制度をより活用できるよう、評価得点が低い指標に関しての指導・助言を行う。

第9期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画の概要

計画策定に当たって

○計画の趣旨・位置づけ

老人福祉法第20条の9及び介護保険法第118条に基づき、本県の高齢者施策・介護保険事業の円滑な実施に資するために策定。

○計画期間「3年間」

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで
※ 2040年を見据えて計画を策定

高齢者施策に関する課題等

- 高齢者の地域・社会活動への参加や希望に沿う多様な働き方を推進することが必要
- 認知症医療・介護体制の充実・強化に向けた取組が必要
- 在宅医療の需要増加に対応していくための体制整備、医療と介護の関係機関や多職種連携によるサービス基盤の強化が必要
- 地域の実情を踏まえ、必要なサービスが利用できる基盤整備を進めることが必要
- 増加する介護需要に対応するため、更なる人材の確保が必要
- 自然災害対策の更なる強化及び感染症に対応したサービス提供体制の整備が必要

第8期計画
(令和3年度～令和5年度)

第9期計画
(令和6年度～令和8年度)

- 高齢者が元気で活躍する社会の実現
- 地域包括ケアシステムの深化・推進

計画の 目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らし、みんなで支え合う“長寿で輝く”くまもと

すべての高齢者が、
○暮らしたいと思う地域・場所で
○快適かつ安全・安心に
○生きがいと社会参加の機会を持ちながら
自立して長寿を全うすることのできる熊本を目指します。

基本理念

- 高齢者の尊厳の尊重
- 高齢者の社会参加と自立支援の推進
- 利用者本位の視点の重視
- 住み慣れた地域での安全・安心な生活

重点目標

高齢者が元気で活躍する社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者の社会参加、自立支援、医療と介護の連携等を推進する。

★：重点取組事項

重点分野	(1) 高齢者が元気で活躍する社会の実現と自立支援の推進	(2) 認知症施策の推進	(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	(4) 多様な住まい・サービス基盤の整備	(5) 介護人材の確保と介護サービスの質の向上	(6) 災害や感染症への対応
主要施策	①地域・社会活動の推進 ②いきがい就労の促進 ③健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進 ★④地域リハビリテーションの推進・地域包括支援センター等の機能強化 ⑤地域生活の基盤整備 ⑥見守りネットワークの構築	①医療体制の整備（認知症医療・介護体制の充実・強化） ②介護体制の整備 ★③地域支援体制の整備及び社会参加の充実 ④高齢者の権利擁護・虐待防止の推進	①訪問診療・訪問看護等の在宅医療の提供体制の充実 ★②在宅医療と介護を支える多職種連携の促進と市町村支援 ③ICTを活用したネットワークの構築と活用推進	★①多様なサービス基盤の整備促進 ②個室・ユニットケアの推進 ③特養等における医療・看護サービスの推進 ④多様な住まいの確保	★①多様な介護人材の確保・育成 ★②介護現場の生産性向上と定着促進 ③市町村と連携した指導・監査等の充実 ④介護給付の適正化に向けた市町村支援	①要配慮者の被害防止対策と被災者への支援 ②感染症に対応したサービス提供体制の整備

「介護サービス見込み量、介護サービス給付費及び保険料」を記載しました。

※介護サービス見込み量及び介護サービス給付費は令和6年2月時点における暫定値であり、最終的には3月末までに策定される市町村の介護保険事業計画の数値を踏まえ、更新します。

○主な介護サービス見込み量（県内全域）

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

居宅サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	地域密着型サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	施設サービス	単位	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
うち訪問介護	回/年	5,688,462 (100)	5,793,652 (102)	5,965,615 (105)	6,155,679 (108)	うち定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	10,080 (100)	10,409 (103)	10,836 (108)	11,400 (113)	うち介護老人福祉施設	定員	7,624 (100)	7,624 (100)	7,727 (101)	7,687 (101)
うち訪問看護	回/年	875,999 (100)	902,923 (103)	930,734 (106)	955,604 (109)	うち小規模多機能型居宅介護	人/月	2,300 (100)	2,481 (108)	2,500 (109)	2,524 (110)	うち介護老人保健施設	定員	6,441 (100)	6,441 (100)	6,441 (100)	6,441 (100)
うち通所介護	回/年	2,583,812 (100)	2,631,905 (102)	2,672,060 (103)	2,733,329 (106)	うち認知症対応型共同生活介護	人/月	3,373 (100)	3,527 (105)	3,613 (107)	3,689 (109)	うち介護医療院	定員	2,042 (100)	2,042 (100)	2,084 (102)	2,084 (102)
うち通所リハビリテーション	回/年	1,283,426 (100)	1,309,572 (102)	1,319,124 (103)	1,327,960 (103)	うち地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員	2,394 (100)	2,393 (100)	2,393 (100)	2,393 (100)						

○介護サービス給付費（県内全域）

(単位：千円/年)

サービス名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス	65,636,338 (100)	68,172,042 (104)	69,914,640 (107)	71,618,145 (109)
地域密着型サービス	34,662,670 (100)	36,523,522 (105)	37,316,197 (108)	38,083,369 (110)
施設サービス	51,549,004 (100)	54,712,756 (106)	56,103,906 (109)	57,131,210 (111)

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

○介護保険料（県平均）

(単位：円)

第8期 (令和3～5年度)	第9期 (令和6～8年度)
6,240 (100)	6,207 (99)

※下段の（ ）内は、令和5年度を100とした場合の各年度の指数です。

※各市町村で算定の第1号被保険者（65歳以上）の保険料月額平均。
※県内全45市町村の条例議決後に確定。（令和6年3月下旬）

くまもと障がい者プラン（第6期熊本県障がい者計画）中間見直し概要

現 計 画

障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画
計画期間を令和3年度から令和8年度の6年間としており、施策の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、中間年度に当たる令和5年度に見直し
熊本県障害者施策推進審議会などから意見をいただきながら作成しており、令和5年度中に策定

第1章 計画の基本的な考え方

目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

基本理念

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

自らの選択・決定・参画の実現

安心していきいきと生活できる環境づくり

重点化の視点

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

地域で安心して生活するための支援
災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

家族等に対する支援

第2章 障がい者を取り巻く現状

第5期計画中間見直し後の動向

県内障がい者の状況

障がい者のニーズ

第5期計画の成果と課題

追加記載

障がい者を取り巻く現状（プラン策定後の動き）

法令等の施行や改正

事業者による障がい者に対する合理的な配慮の提供の義務化（障害者差別解消法の改正）
障がいの種類・程度に応じた情報取得・活用の推進（情報アクセシビリティ推進法の施行、熊本県手話言語法等条例の施行）
福祉サービスの拡充及び地域における重層的な支援体制の充実（総合支援法の改正）
精神科病院における障害者虐待防止措置の義務化（精神保健福祉法の改正）

障がい関係団体からの意見

障がい者の希望する地域での生活支援及び福祉サービスを充実させてほしい
基幹相談支援センターの設置を進めてほしい
アクセスしやすい相談支援体制を整備してほしい
どんな精神疾患にも適切な診療ができる体制を整備してほしい
教育ニーズに応じた学習の場の整備や選択の支援をお願いしたい
多様な就労支援をお願いしたい

障がい特性に応じたICT等の利活用を支援する取組みをもっと進めてほしい
ヘルプマーク・ヘルプカードをもっと周知していただきたい
手話言語条例の普及啓発をお願いしたい
災害時の支援をお願いしたい
障がいに対する理解のため普及啓発をお願いしたい
差別が助長されない社会づくりを進めてほしい
障がい者虐待防止に向けた研修や啓発を行ってほしい

第3章 分野別施策

1 地域生活支援

2 保健・医療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

4 雇用・就業、経済的自立の支援

5 情報アクセシビリティ

6 安全・安心

7 生活環境

8 差別の解消及び権利擁護の推進

見直し

主な分野別施策（主な見直し項目）

1 地域生活支援

- 地域生活支援拠点等によるサービス提供体制の確保及び機能拡充の更なる推進
- 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の構築
- グループホームからの一人暮らし等に向けた支援
- 医療的ケア児(者)等に対する支援体制の充実
- 難聴児に対する支援体制の充実

2 保健・医療

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通じた地域療育体制の更なる充実
- 児童発達支援センターを中核とした、地域のインクルージョン推進や発達支援に係る相談機能の充実
- 地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

3 教育、文化芸術活動・スポーツ

- 可能性を最大限発揮できる学びの場の整備及び選択の支援の充実
- 特別支援教育コーディネーター等の派遣による教員の専門性向上
- 障がい者の読書環境の整備等の推進
- 障がいの有無に関わらず共に参加できるスポーツの推進

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- 就労選択支援の創設
- 農福連携の推進

5 情報アクセシビリティ

- 災害時における多様な情報伝達手段の確保
- 手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進
- 障がい者へのICT活用等支援

6 安全・安心

- 地域における避難行動要支援者の避難体制の構築支援
- 障害の特性に応じた個別計画の作成支援
- ハートフルバス制度の運用に向けた周知啓発

7 生活環境

・なし

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- 事業者による合理的配慮の提供の義務化に関する積極的な周知啓発
- 障がいに対する理解促進
- 施設従事者による障がい者虐待防止の徹底
- 精神科病院における障がい者虐待防止対策の強化

第4章 数値目標

8つの分野で37項目

見直し

数値目標

・新たに追加したもの：2項目（基幹相談支援センター設置市町村数、地域生活支援拠点コーディネーター配置人員数）
・目標値の達成状況を踏まえ修正したもの：4項目（乗合バスのうちノンステップバスの割合、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度 ~~41~~）
・他の計画等に合わせて修正した数値目標：8項目（福祉施設入所者の地域生活への移行者数、福祉施設入所者の減少数 等）

第1章 1 基本的な考え方

○計画策定の趣旨

売春防止法に基づく、「要保護女子」の「保護更生」を目的とした婦人保護事業から、困難女性支援法の理念である支援対象者が、「意思を尊重」されながら、「寄り添い繋がり続ける支援」により、「その福祉が増進され、自立して暮らせる社会の実現」を図るため、県としての基本理念及び施策の方向性をとりまとめ、具体施策の推進を図るための基本計画を策定する。

○計画の位置づけ

困難女性支援法第8条第1項及びDV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画

○計画における施策の対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性等

○計画期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)

第1章 2 現状及び課題

○現状及び課題

県内における実態を把握するため、行政支援機関、民間支援団体等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施。

○対策の強化が必要な困難な問題を抱える女性の把握

調査を通じ、特に10代から20代の若年女性において、既存の支援制度と十分に繋がっていない実態が判明。

○本県における課題

- ・ 未然防止教育の実施強化
- ・ 支援制度のより分かりやすい情報提供
- ・ 支援と繋がりにくい支援対象者の早期発見
- ・ 様々なニーズに対応した居場所支援の提供
- ・ アフターケアの実施体制の構築
- ・ 中核支援機関の体制強化
- ・ 民間支援団体との連携体制の構築、運営支援

第1章 3 基本理念・施策体系・基本目標

基本理念

困難な問題を抱える女性が自らの意思を尊重されながら自立して暮らしていける社会の実現

施策体系

特に強化する取組

1 啓発と教育の推進

<具体的施策>

- (1)年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
- (2)暴力根絶に向けた県民への広報・啓発
- (3)相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

2 誰一人取り残さない相談体制づくり

<具体的施策>

- (1)早期発見のための取組の強化
- (2)人材育成・研修の充実
- (3)多様な支援対象者が安心して相談できる体制の充実

3 支援対象者のニーズに沿った居場所支援の拡充

<具体的施策>

- (1)安全・安心の確保
- (2)多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築
- (3)保護命令制度に対する適切な対応

4 本人の意思に寄り添った支え続ける自立支援の実施

<具体的施策>

- (1)地域で支援対象者を支える体制の強化
- (2)子どもの安全・安心な成長に向けた支援
- (3)生活基盤の安定に向けた支援
- (4)各種制度の円滑な利用に向けた支援

5 関係機関・団体等との連携等による支援体制の強化

<具体的施策>

- (1)支援体制の強化
- (2)加害者への対応に関する取組

年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施

DV基本計画の重点項目であった中・高校生等を対象としたDV未然防止教育の取組を今後推進するとともに、年齢に応じたDVや性暴力等の未然防止のための啓発と教育に取り組む。

- 基本目標Ⅰ：若年層及び教育機関でのDV等の未然防止のため啓発と教育の強化
- 年齢に応じたDV等の未然防止のための啓発と教育の実施
 - ★数値目標：受講者数 R10末 10万人
 - 教職員等を対象としたDV等の未然防止教育研修の実施
 - ★数値目標：受講者数 R10末 250人

相談窓口の周知強化とより分かりやすい支援情報の提供

支援を必要とする人がもれなく支援と繋がるために行政の提供する支援の分かりやすい情報提供に向けて、目的に応じた適切な手法による広報に取り組む。(ex.資料の多言語化やSNS広告等)

- 基本目標Ⅱ：行政相談窓口や支援制度の認知度向上及び分かりやすい情報提供の実施

早期発見のための取組の強化

自ら支援機関と繋がることができていない困難な問題を抱える女性を適切な支援に繋げるため、民間支援団体等と連携し、アウトリーチ支援やSNS相談等の手法による支援対象者の早期発見に取り組む。

多様な支援対象者に配慮した居場所支援体制の構築

既存の民間シェルター等の活動を後押しするとともに、支援機関と繋がりにくい若年層においてニーズの多い、気軽に立ち寄れるスポット的な居場所支援が県内に不足していることを踏まえ、居場所支援と相談支援を組み合わせ新たな居場所支援の提供に民間支援団体と連携して取り組む。

- 基本目標Ⅲ：アウトリーチ支援に繋がる新たな居場所支援の実施
- ★数値目標：R10末 1か所以上の設置

支援体制の強化

若年女性等、幅広い対象への支援拡充に向けて、中核支援施設としての女性相談センターの機能拡充及び女性相談支援員の資質向上に取り組む。研修等を通じて、市町村への計画策定や女性相談支援員の設置の働き掛けを行うほか、民生委員・児童委員の対応力強化を図る。

- 基本目標Ⅳ：女性相談支援員の資質向上
- 基本目標Ⅴ：地域における支援体制の強化に向けた支援
 - 市町村職員や民生委員・児童委員の対応力強化を図る
 - (ex.研修を通じた意識啓発等)

新たな動物愛護センターの設置について

健康危機管理課

1 目的

「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、動物愛護の普及啓発・教育や保護動物の適正な飼養管理、譲渡等を推進するため、「熊本県動物愛護センター基本計画」に基づき、動物愛護の拠点として設置する。

2 施設概要

所在地 宇城市松橋町東松崎701番地4
敷地面積 10,030.48 m²
延床面積 1,458.91 m² (本棟 1,244.91 m²、その他 214.0 m²)
構造 木造平屋建 (県産木材使用)
収容頭数 犬 50 頭程度、猫 80 頭程度

3 組織体制

組織名称は「熊本県動物愛護センター」とする。
なお、施設の愛称を「アニマルフレンズ熊本」とする。
動物愛護行政を担う健康福祉部 (健康危機管理課) の出先機関として、令和6年3月1日に設置する。
以下のとおり職員を配置し、動物愛護業務に従事する。

【設置当初 (令和6年3月)】

県職員 (常勤) 5人

(所長1人、課長1人、課員3人。うち所長及び課員2人は獣医師)

令和6年4月以降は、常勤の県職員に加え、会計年度任用職員 6人 (獣医師2人、愛玩動物看護師4人) を任用予定。

保護犬猫の飼養管理等については、民間事業者に委託を行う。

現在の動物愛護センターは、「熊本県動物愛護センター別館」として、新センターと一体的に運営する。

4 事業概要

愛護啓発、教育の拠点	県民への動物愛護啓発、飼い主への適正飼養・しつけ方教室、子どもへの「命の教室」、マイクロチップの普及啓発等
愛護活動の拠点	動物愛護団体やボランティア等と協働による動物愛護推進、地域猫活動の推進 (飼い主のいない猫の避妊去勢手術の実施等)、犬猫に係る相談対応等
譲渡活動の拠点	保護犬猫の馴化・しつけ・トレーニング及び譲渡促進等
動物保護の拠点	保護犬猫の適正な飼養管理、災害等緊急時における動物の救護活動等

5 スケジュール

3月	4月	5月
3/1 組織設置	動物愛護業務を順次開始	
3/26 開所式・内覧会		オープニングイベント開催
		一般県民の受入れ (各種イベント、研修会等) 開始

新たな動物愛護センターの概要

1 現状・課題

(1) ハード面の課題

殺処分ゼロを目指す中、現センターでは、長期収容する犬猫が累増。過密な状態での収容や感染症の発生など、動物愛護の観点から課題のある状況（民間施設の活用やコンテナ設置等により、収容スペースを確保している状況）
現センターは、元来、殺処分を前提とした施設構造であるため、適正な個体管理が困難
現センターには会議室等がなく、駐車場も不足するため、県民向けの講習会や動物愛護団体等との協議も困難

(2) ソフト面の課題

現センターの体制では飼養管理業務に追われ、十分な動物愛護業務の実施が困難
保健所、現センターともに、獣医療（治療、ワクチン接種等）を動物病院に依頼しているため、事務負担及びコストが大きく、適時適切な実施が課題
飼い主のいない猫に関する苦情等が増加

2 動物愛護センター基本計画

「人と動物が共生するくまもと」の実現のため、以下の4つの機能を有する拠点施設が必要

(1) 愛護啓発、教育の拠点

動物の適正飼養や命の尊さについて、県民が直接学ぶための施設

(2) 愛護活動の拠点

動物愛護団体やボランティア等と協働で動物愛護推進に取り組むための施設

(3) 譲渡活動の拠点

収容した動物の譲渡を推進するための施設

(4) 動物保護の拠点

収容した動物の適正な飼養管理等を行うための施設

3 新たな動物愛護センターの設置

(1) 施設概要

所在地 宇城市松橋町東松崎701番地4
敷地面積 10,030.48㎡
延床面積 1,458.91㎡（本棟1,244.91㎡、その他214.0㎡）
構造 木造平屋建（県産木材使用）
収容頭数 犬50頭程度、猫80頭程度
主な施設
【屋内】犬猫飼養室（個体管理）、猫展示室、治療室、手術室、多目的スペース（100人収容可）、トリミング室、事務室 等
【屋外】ドッグラン（保護犬用）、多目的広場（イベント等で活用）、駐車場（大型バス駐車可）等



(本棟正面)



(ドッグラン)



(猫展示室)

(2) 組織概要

組織名称 熊本県動物愛護センター（愛称「アニマルフレンズ熊本」）
設置 動物愛護行政を担う健康福祉部（健康危機管理課）の出先機関として、令和6年3月1日に設置
職員配置 【設置当初（令和6年3月）】
県職員（常勤）5人（所長1人、課長1人、課員3人。うち所長及び課員2人は獣医師）
令和6年4月以降は、常勤の県職員に加え、会計年度任用職員6人（獣医師2人、愛玩動物看護師4人）を任用予定
保護犬猫の飼養管理等については民間事業者へ委託

(3) 事業概要

愛護啓発、教育の拠点

- ・各種イベントやHP、SNS等による動物愛護啓発
- ・飼い主への適正飼養・しつけ方教室の実施
- ・地域猫研修会、災害対策研修会の実施
- ・子どもの頃から動物愛護精神を養うため、従来の出前講座に加え、小学校の見学旅行等を受け入れ、「命の教室」を開催
- ・マイクロチップの普及啓発及び譲渡する犬猫への装着 等

愛護活動の拠点

- ・動物愛護団体や動物愛護推進員、ボランティア、獣医師会等との協働による動物愛護推進
- ・地域猫活動の推進（飼い主のいない猫の避妊去勢手術の実施等）
- ・犬猫の飼い方や苦情等に関する相談窓口の設置 等

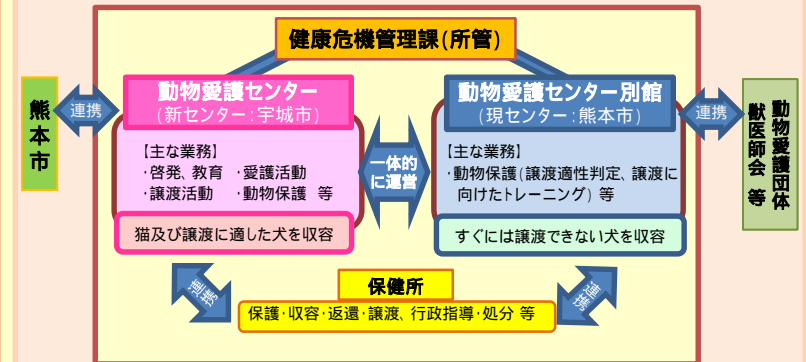
譲渡活動の拠点

- ・保護犬猫の馴化・しつけ・トレーニング
- ・譲渡会の開催及び適正・終生飼養の指導
- ・動物愛護団体と連携した犬猫の譲渡促進 等

動物保護の拠点

- ・保護犬猫を空調設備がある飼養室で個体管理
- ・保護犬猫への各種ワクチン接種、治療等（保健所及び現センターの保護犬猫も新センター職員が巡回して実施）
- ・災害等緊急時における被災動物の救護、受援物品の管理 等

<令和6年度からの動物愛護推進体制のイメージ>



「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現

熊本県立こころの医療センター第4次中期経営計画の策定について

病院局総務経営課

1 目的

県立の精神科医療機関としての役割・機能に基づき、センターの基本理念を実現するための中期的経営指針として策定。

また、総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」(令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知)に基づく「公立病院経営強化プラン」として位置付ける。

2 概要

(1) 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

(2) 計画策定の基本的な考え方

計画策定の趣旨を踏まえ、センターの果たすべき役割を明確にし、次の「基本方針」に沿った取組を実施する。

センターの果たすべき役割

新興感染症や肺結核合併症をはじめ、医療観察法に基づく鑑定入院や精神保健福祉法に基づく措置入院・医療保護入院など民間病院での対応が困難な患者を受入れるセーフティーネット機能の発揮

精神科医療を取り巻く喫緊の課題や民間病院では採算確保が困難な政策的精神科医療への対応

治療が必要な患者を見逃さない早期診察、早期治療による地域で安心して暮らせる精神科医療の推進

災害時の精神保健医療対応等全国的な課題にも対応できる人材の育成

基本方針

県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮

医療の質の向上と安全の確保

県内の精神科医療を支える人材の育成

安定した経営基盤の確立

3 策定にあたって

(1) 重点的に取り組む事項

政策的・先導的精神科医療への積極的取組

地域生活支援機能の充実・強化

新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

安定した経営基盤の維持・向上

(2) 収支計画及び経営指標等について

令和8年度(2026年度)までの3年間で、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度(2019年度)の経営水準に戻すことを計画前期の目標とする。

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

- (1)第3次中期経営計画策定後（平成30年以降）の国の動向
 - ・地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン（厚労省：H30.3）
 - ・措置入院の運用に関するガイドライン（厚労省：H30.3）
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会の設置（R2.3）
 - ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施（R2.6）
 - ・精神科救急医療体制整備に係るワーキンググループの設置（R2.8）
 - ・地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会の設置（R3.10）
 - ・改正精神保健福祉法の公布（R4.12）
 - ・持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（総務省：R4.3）
- (2)現状と課題
 - ・処遇困難患者等の長期入院
 - ・地域の医療機関をはじめとする関係機関との連携不足
 - ・専門人材の確保・育成
 - ・思春期ユニットの再開
 - ・常勤医師の安定的な確保
 - ・情報発信の強化
 - ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

2 計画の位置付け

保健医療計画や障害者計画をはじめとする県の精神保健医療施策において求められている県立の精神科医療機関としての役割・機能に基づき、センターの基本理念を実現するための中期的経営指針とするもの。

また、総務省の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総務省自治財政局長通知）に基づく「公立病院経営強化プラン」として位置付ける。

3 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間

なお、令和8年度(2026年度)までの3年間で、新型コロナ流行前の令和元年度(2019年度)の経営水準に戻すよう取り組む。

計画の基本的な考え方

2 基本方針

- (1)県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮
 - 県立の精神科医療機関の役割として、セーフティーネット機能の維持・充実を図るとともに、政策的・先導的精神科医療に積極的に取り組む。
- (2)医療の質の向上と安全・安心の確保
 - 医療の質の向上と安全・安心を確保し、患者や家族等との相互協力のもと利用者の立場に立った医療の提供を行う。
- (3)精神科医療を支える人材の育成
 - 精神科医療を支える人材の教育・研修の推進やDPATの派遣を含む精神科災害医療への対応等、地域に貢献できる病院を目指す。
- (4)安定した経営基盤の確立
 - これらの基本方針を実現するため、職員の勤務環境を改善していくとともに、運営体制を強化し、安定した経営基盤を確立する。

1 センターの果たすべき役割

- (1)新興感染症や肺結核合併症をはじめ、医療観察法に基づく鑑定入院や精神保健福祉法に基づく措置入院・医療保護入院など民間病院での対応が困難な患者を受入れるセーフティーネット機能の発揮
- (2)精神科医療を取り巻く喫緊の課題や民間病院では採算確保が困難な政策的精神科医療への対応
- (3)治療が必要な患者を見逃さない早期診察、早期治療による地域で安心して暮らせる精神科医療の推進
- (4)災害時の精神保健医療対応等全国的な課題にも対応できる人材の育成

主な取組

1 県立の精神科医療機関としての役割・機能の発揮

- (1)セーフティーネット機能の維持・充実
 - ひきこもり支援の積極的推進 児童・思春期医療の取組
 - その他の政策的・先導的精神科医療の推進
- (2)政策的・先導的精神科医療への積極的取組
- (3)地域生活支援機能の充実・強化
 - 訪問支援の強化 地域の保健・医療・福祉関係者との連携強化
- (4)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

2 医療の質の向上と安全・安心の確保

- (1)医療の質の向上
 - 医療スタッフの確保と資質の向上 計画的な資格の取得
- (2)医療の安全・安心の確保
 - 医療安全管理対策等 患者本位の医療の提供
 - 患者サービスの向上

3 精神科医療を支える人材の育成

- (1)県内精神科医療を支える人材の教育・研修の推進
- (2)地域への貢献

4 安定した経営基盤の確立

- (1)運営体制の強化
 - 診療体制の再構築 効率的な業務運営体制の確立
 - 各種委員会の効率的・効果的な運営
- (2)安定した経営基盤の維持・向上
 - 職員参画の病院経営 経営収支の健全化
- (3)職員の勤務環境の改善
 - 働き方改革への対応
- (4)施設・設備の適正管理及びデジタル化への対応
 - 施設・設備の計画的な管理 デジタル化への対応

収支計画及び経営指標等

1 収益的収支の推移

科目	R1 2019	R5見込 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
経常収益	1,648,967	1,617,600	1,642,754	1,702,563	1,734,679	1,761,545	1,787,728	1,823,247
医療収益	736,051	519,699	661,834	727,421	763,413	795,015	821,229	859,139
うち入院収益	586,005	387,526	515,637	574,906	604,540	629,969	651,955	682,889
うち外来収益	144,337	128,793	142,111	147,816	153,469	159,480	163,541	170,345
医療外収益	912,917	1,097,901	980,920	975,142	971,266	966,530	966,499	964,108
うち一般会計負担金	891,769	869,260	924,315	919,095	915,219	912,116	912,085	911,772
経常費用	1,718,968	1,596,360	1,657,318	1,688,834	1,728,741	1,725,128	1,764,943	1,771,714
医療費用	1,663,800	1,567,695	1,634,443	1,673,852	1,719,144	1,720,167	1,760,019	1,767,416
うち給与費	1,168,414	959,355	1,021,094	1,039,577	1,077,930	1,077,660	1,113,574	1,117,281
医療外費用	55,168	28,165	22,375	14,482	9,097	4,461	4,424	3,798
予備費	0	500	500	500	500	500	500	500
(経常損益)	-70,000	21,240	-14,564	13,729	5,938	36,417	22,785	51,533
(累積欠損金)	0	0	0	0	0	0	0	0

2 資本的収支の推移

科目	R1 2019	R5見込 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
資本的収入	0	237,207	13,000	275,000	88,000	84,000	7,000	73,000
うち一般会計負担金	0	237,207	0	0	0	0	0	0
資本的支出	297,565	402,562	386,099	667,383	475,344	262,602	185,282	251,679
うち建設改良費	71,933	39,734	24,993	308,750	121,940	117,400	40,380	106,800
収支差	-297,565	-165,355	-373,099	-392,383	-387,344	-178,602	-178,282	-178,679

3 一般会計負担金の推移

区分	R1 2019	R5見込 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
収益的収入分	891,769	869,260	924,315	919,095	915,219	912,116	912,085	911,772
資本的収入分	0	237,207	0	0	0	0	0	0
合計	891,769	1,106,467	924,315	919,095	915,219	912,116	912,085	911,772

4 中期指標

指標	R1 2019	R5見込 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
医療収支比率	44.2%	33.2%	40.5%	43.5%	44.4%	46.2%	46.7%	48.6%
経常収支比率	95.9%	101.3%	99.1%	100.8%	100.3%	102.1%	101.3%	102.9%
給与費対医療収益比率	158.7%	184.6%	154.3%	142.9%	141.2%	135.6%	135.6%	130.0%
一般会計負担金(収益)対医療収益比率	121.2%	167.3%	139.7%	126.3%	119.9%	114.7%	111.1%	106.1%

5 経営目標

	R1 2019	R5見込 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
在院患者延数(人/年)	37,429	25,699	31,755	35,405	37,230	38,796	40,150	42,055
一般精神病床利用率(%)	81.5	50.2	62.1	69.3	72.9	75.7	78.6	82.3
外来患者延数(人/年)	23,604	19,889	21,870	22,748	23,618	24,543	25,168	26,215
外来患者数(人/日)	97.9	81.8	90.0	94.0	98.0	101.0	104.0	107.0
うち外来診察(人/日)	70.4	55.3	61.0	63.0	65.0	67.0	68.0	70.0
うちデイケア(人/日)	15.9	18.7	19.0	19.0	19.0	20.0	20.0	20.0
うち訪問看護(人/日)	7.1	7.7	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0